

BEACHTOWN服部緑地 レンタル料金一覧

施設レンタル	平日	土日祝
レンタルスタジオ一般利用	¥2,750 /時間	¥3,850 /時間
レンタルスタジオ商用利用	¥3,575 /時間	¥5,005 /時間
ピアノレンタル (スタジオ付き) 一般利用	¥3,300 /時間	¥4,400 /時間
ピアノレンタル (スタジオ付き) 商用利用	¥4,125 /時間	¥5,555 /時間
ロッカーシャワー利用	¥770 /人・日	¥770 /人・日

ヨガ備品レンタル		平日・土日祝
単品	ヨガマット	¥330 /日
単品	ヨガブロック	¥165 /日
単品	ヨガバンド	¥110 /日
単品	ボルスター	¥440 /日
単品	ブランケット	¥330 /日
セット	ヨガサポートセット (ブロック20個・バンド10本) 10名セット	¥1,980 /日
セット	リストラティブセット (ボルスター5個・ブランケット5枚) 5名セット	¥1,980 /日

テーブル・椅子レンタル		平日・土日祝
単品	椅子	¥220 /日
単品	テーブル	¥880 /日
単品	プロジェクター&スクリーン	¥3,300 /日
セット	10名セット (テーブル5台+椅子10脚)	¥2,750 /日
セット	20名セット (テーブル10台+椅子20脚)	¥4,950 /日
セット	フルセット (テーブル最大14台+椅子最大28脚)	¥7,150 /日

※料金は全て税込料金となります

※プロジェクター・スクリーンをご利用の際は、PC等の接続機器はご持参ください

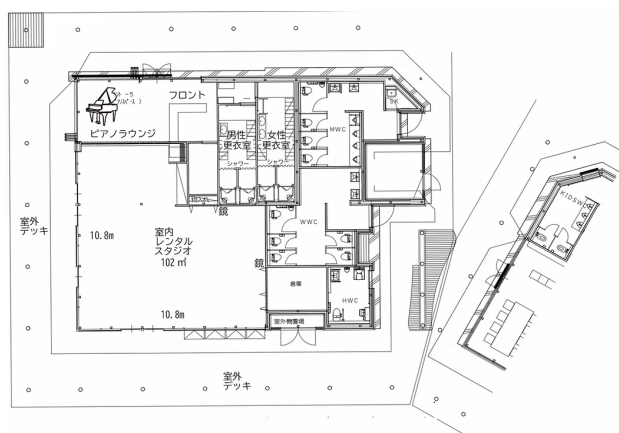
※レンタルスタジオ・ピアノレンタルには、ロッカーシャワー利用は含まれません。レンタルと合わせてご利用の際は別途でお支払いください

※商用利用・一般利用の詳細については、別紙【商用利用・一般利用の区分について】をご確認ください。

利用可能時間	
平日 (月・木・金)	土日祝
10:30~12:00、13:00~17:00	10:00~12:00、13:00~16:00

※前後時間のご利用者様で、12時~13時もご利用希望の方は事前にご相談ください

スタジオレイアウト



BEACHTOWN
HATTORI RYOKUCHI

【お問い合わせ】 e-mail : hattoriyokuchi@beachtown.co.jp

↓ WEBはこちらから

【WEB】 <https://hattoriyokuchi.beachtown.co.jp>

〒561-0873 大阪府豊中市服部緑地1-6

【アクセス】 電車：御堂筋線「緑地公園駅」下車、西口改札口から徒歩7分ほど

車：服部緑地第4駐車場から徒歩5分ほど

バス：阪急バス「服部緑地西口」停留所から徒歩7分ほど



商用利用・一般利用の区分について

BEACHTOWN 服部緑地では、スタジオを安心・公平にご利用いただくため、「一般利用」と「商用利用」の2種類に区分しています。ご利用目的に応じて適切な料金をご案内いたしますので、ご予約前にご確認ください。

■ 一般利用（非営利）について

個人やグループが、趣味・練習・記念などの目的で利用される場合はこちらに該当します。

<一般利用の例>

- ・ダンスやヨガなどの自主練習
- ・趣味の写真・動画撮影（SNS 投稿のみで、販売や集客を行わないもの）
- ・サークルや仲間内での練習会（参加費の徴収がない場合）

■ 商用利用について

以下のいずれかに該当する場合は「商用利用」とし、**一般利用料金+30%の商用利用料金**を適用させていただきます。

1. 営利目的でのご利用

- ・商品・サービスの広告、宣伝、販売促進を目的とした撮影やイベント
- ・企業・団体様による業務利用（研修・会議など）

2. 有料イベント・サービス提供

- ・ヨガ・ピラティスなど、有料で実施するレッスン
- ・撮影会、ワークショップなど、参加費を徴収する企画

3. 撮影や収録の収益化

- ・プロカメラマンによるクライアント案件撮影
- ・SNS・YouTube 等で収益化を目的とした撮影
- ・結婚式前撮り、有料納品を伴うポートレート撮影

4. 特殊または大規模な利用

- ・大型の照明・機材を使用する撮影
- ・スタッフ人数が多い現場
- ・公園の撮影許可が必要となるケース

■ 発表会・サークル活動の扱いについて

以下の場合には **一般利用（非営利）扱い** となります。

- ・生徒さんが講師へレッスン料・出演料を支払う形式の「発表会」
- ・観覧が無料で行われる小規模イベント
- ・文化活動や学習成果を披露することを目的とした内容

ただし、以下の場合には **商用利用** になります。あらかじめ理解のほどよろしくお願いいたします。

- ・観覧者から入場料（チケット代）を徴収する場合
- ・営利的な宣伝・販売促進を主な目的とする場合

ご不明点はお気軽にお問い合わせください。